

「県立長瀬玉淀自然公園」内における行為の許可・届出手続きについて

長瀬町は、全域が「埼玉県立長瀬玉淀自然公園」に指定されています。

自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、その風致景観の質により「特別地域」と「普通地域」とに区分され、その区分によって規制を受ける行為がそれぞれ「埼玉県立自然公園条例」によって定められています。

その中でも、荒川沿い周辺・宝登山周辺の区域は特別地域に指定されています。また、大字岩田、井戸、風布地区は全域が特別地域です。なお、その他の地区は一部が特別地域となっています。

◆特別地域内で許可が必要な主な行為

- ・工作物（建築物など）の新築、改築、増築
- ・木竹の伐採、鉤物の掘採、土石の採取
- ・屋外広告物、屋外広告物に類するものの設置、掲出、表示
- ・土地の開墾や土地の形状変更（造成など）
- ・屋根、壁面、塀等の色彩の変更

◆普通地域内で届出が必要な主な行為

- ・一定規模以上の工作物（建築物など）の新築、改築、増築
建築物…高さ13m超又は延べ面積1000㎡超
鉄塔…高さ30m超
- ・屋外広告物、屋外広告物に類するものの設置、掲出、表示
- ・土地の開墾や土地の形状変更（造成など）

◆事前相談

県立長瀬玉淀自然公園の区域内で、許可の申請や届出を要する行為を行うときは、秩父環境管理事務所へ事前にご相談ください。

なお、許可の申請や届出に関する書類の受付窓口は、役場町民課となります。

問合せ 秩父環境管理事務所 ☎23・1511 / 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126



2月8日(日)は衆議院議員総選挙の投票日です



◆公示日 1月27日(火) ◆投票日 2月8日(日) 午前7時～午後7時

◆年齢要件 平成20年2月9日以前に生まれた方

◆住所要件 令和7年10月26日以前から当町に住所のある方

	施設名	対象地区
第1投票所	長瀬地区コミュニティ消防センター内	長瀬
第2投票所	長瀬町保健センター内	本野上・中野上・杉郷・辻
第3投票所	樋口地区コミュニティ集会所内	宮沢・滝の上・小坂・岩田
第4投票所	矢那瀬地区コミュニティ消防センター内	矢那瀬
第5投票所	美しいむらづくり井戸農村センター	井戸・風布

有権者の方には「入場券」が2月2日(月)から4日(水)の間に配送されます。入場券が届いていない場合でも、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)をお持ちいただくことで投票できます。また、今回の選挙から入場券の様式が「はがき」に変わります。詳しくはこちらをご覧ください。



◆期日前投票期間 衆議院議員総選挙 1月28日(水)～2月7日(土)

国民審査 2月1日(日)～2月7日(土)

◆期日前投票場所 役場1階 会議室

◆持参する物 入場券

◆期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

(届いていない場合は不要です)

※期日前投票のほか、不在者投票・郵便等投票・代理投票などの制度が設けられています。詳しい内容は、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報は、投票日までに新聞折り込みでお届けします。新聞を購読されていない方で、選挙公報が必要な方は、町選挙管理委員会までご連絡ください。



問合せ 町選挙管理委員会 ☎66・3111 内線214

「ながとろ みらいカフェ」を開催しました



令和7年度埼玉県中山間「ふるさと支援隊」の活動として、早稲田大学の学生、地域の中学生、役場職員等が参加し、「ながとろ みらいカフェ」を開催しました。

本イベントでは、ボランティア活動を通じて地域と関係を持つことの意義や、より主体的に地域に関わる方法について、世代を超えた話し合いを行いました。

参加者からは、「地域の未来を一緒に考える貴重な機会になった」といった意見がありました。【12月20日】